

産業支援関係事業補助金 [ものづくり産業支援センター 産業支援係/TEL 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助対象経費及び補助率等	補助対象者の範囲ほか
人材育成・確保支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者が人材育成計画に基づいて実施する研修及び教育訓練の実施又は派遣、若しくは慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。	(1)人材育成事業 人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業 (2)人材確保事業 慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組みを行う事業	【補助対象経費】 (1)人材育成経費 専門家経費（謝金、旅費）、委託料、使用料、需用費、負担金、その他経費 (2)人材確保事業 広報費、人材紹介サービス等の利用に関する経費、合同企業説明会出展料 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨) ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業または情報通信業を主たる事業として営む中小企業者 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
設備導入支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要な工作機械等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	工作機械等を導入する事業（先端設備等導入計画などの生産性向上が見込める計画の認定等を受けたもの）。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする。	【補助対象経費】 80万円以上の工作機械等の取得に要する経費 【補助率】 工作機械等の取得に要する経費の10分の1以内の額(1,000円未満切捨)とし、200万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者
販路開拓支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために県外（海外含む）で開催される展示会等に出席する場合、又はWeb商談を実施する場合に必要な費用の一部を補助し支援することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。	(1)展示会等出展事業 中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会に出展する事業 (2)Web商談推進事業 Web商談に必要な機材の整備、販路拡大に必要なホームページの改修、動画作成等の受注機会の増大を図る取組とする	【補助対象経費】 (1)展示会等出展事業 出展小間料及び会場使用料、展示ブース装飾費、商品・技術のPR経費、輸送費、交通費、宿泊費、アルバイト等件費、サポート・コーディネート費、役員費 (2)Web商談推進事業 機材費、役員費、ホームページ制作・改良費、動画作成費 【補助率】 補助対象経費の1/2(1,000円未満切捨)以内とし、100万円を上限とする。	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1)展示会等出展事業 補助事業の完了時に市税を滞納していない中小企業者 (2)Web商談推進事業 製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの
新製品開発・新分野チャレンジ支援事業補助金	市内の意欲ある中小企業者又は企業グループが実施する新製品開発の取組又は地域のモデルとなるITシステム開発、若しくは新分野展開、または事業転換にチャレンジする取組に対し、必要な経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。	(1)開発スタートアップ支援事業 ア 地域や行政の課題解決につながる新製品開発に要する企画・設計から試作開発まで イ 自社(グループ)の競争力強化につながる新製品開発に要する企画・設計から試作開発まで ウ 自社(グループ)のITシステムの企画・設計から試作開発まで ただし、次の全てに該当するものに限る。 (ア)ITシステムの開発委託先が市内に本社となる事業所を有するIT企業であること。 (イ)自社(グループ)の営業活動強化、生産活動効率化又は新製品開発を目的としたシステム開発であり、地域におけるIT活用の先駆的モデルとなる取組であること。 (2)実用化製品化支援事業 試作開発が終わり、製品・そのものの付加価値を高めるため、実用化製品化に向けた取組 (3)新分野チャレンジ支援事業 新分野展開、事業転換にチャレンジすることで競争力の強化を図る取組	【補助対象経費】 補助対象経費については「新製品開発・新分野チャレンジ支援事業補助金交付要綱」とおり 【補助率】 (1)開発スタートアップ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨) ただし、30万円を下限、100万円を上限とする。 (2)実用化製品化支援事業 ア 開発スタートアップ支援事業のAに係る試作開発 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)。ただし300万円を上限とする。 イ 開発スタートアップ支援事業のIに係る実用化製品化 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし300万円を上限とする。 (3)新分野チャレンジ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)ただし200万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、補助事業の完了時に市税を滞納していない者 (2)構成員の2分の1以上が市内に事業所を有する製造業を営む中小企業者等が幹事となり、かつ複数の中小企業等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者が補助事業の完了時に市税を滞納していないもの

<p>プロジェクト連携支援事業補助金</p>	<p>企業グループでの自主的なプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与することを目的とする。</p>	<p>個社では解決困難な新製品・新技術開発、人材育成、販路開拓、共同受発注等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業 ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く</p>	<p>【補助対象経費】 (1)共同受発注 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料 印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費 (2)新製品 謝金、委託費、会場費、備品使用料、研究費、原材料・副資材費 (3)人材育成 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料、資料購入費 (4)販路開拓 謝金、旅費、委託費、会場費、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費、研究費、広告宣伝費、消耗品費、役務費 【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨) ただし、50万円を上限とする。 ただし、補助金の交付は1年度につき1回限りとし、企業グループの構成員が同じである補助事業者への交付は3年を限度とする。</p>	<p>市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関(以下「中小企業者等」という。)で構成するグループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が補助事業の完了時に市税を滞納していないもの</p>
------------------------	--	---	--	--

産業支援関係事業補助金 [ものづくり産業支援センター 産業支援係 TEL60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
<p>小規模企業者支援事業補助金</p>	<p>市内小規模企業者が、工作機械等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ることを目的とする。</p>	<p>新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業</p>	<p>【補助対象経費】 10万円以上の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費 【補助率】 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、30万円を上限とする。</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む小規模企業者 (2)補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者</p>
<p>現場改善活動支援事業補助金</p>	<p>中小企業者が生産性及び品質レベルの向上、安全性の確保等を図るために必要な現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力向上を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。</p>	<p>現場改善活動に係る次に掲げる事業であって、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。 (1)改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取組 イ 現場改善による付加価値向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組 (2)感染症対策事業 従業員の感染症予防を目的として実施する現場の改善を図る取組</p>	<p>【補助対象経費】 事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家の所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が認められるもの 「現場改善活動推進支援事業補助金交付要綱」の別表のとおり。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 【補助率】 (1)改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり10万円を上限とする。 イ 現場改善による付加価値向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり30万円を上限とする。 (2)感染症対策事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)。ただし、1社当たり30万円を上限とする。</p>	<p>製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していない者。</p>
<p>IT等導入支援事業補助金</p>	<p>中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要なIT等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。</p>	<p>(1)生産管理支援事業 生産工程における製品や情報など総合的に管理するために必要なIT等を導入する事業。 (2)製品等開発促進支援事業 製品等の開発を促進するために必要なIT等を導入する事業。 (3)AI・IoT等利用促進支援事業 AI・IoT等の導入に伴い製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要なIT等を導入する事業。 なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。</p>	<p>【補助対象経費】 IT等の取得に要する経費 【補助率】 次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、各事業につき1回を限度とする。 (1)生産管理支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)とし、100万円を上限とする。 (2)製品等開発促進支援事業 補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨)とし、50万円を上限とする。 (3)AI・IoT等利用促進事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨)とし、100万円を上限とする。</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者 (2)補助事業の完了時に市税を滞納していない者</p>

信用保証料補給 [商工企画課 企画振興係/TEL 55-5208]

対象となる融資		資金の使途	補助対象経費の範囲		補給率	補給上限額
			補給対象	保証料料率の範囲		
島根県中小企業 制度融資	創業者支援資金	設備資金 運転資金	信用保証料の 一括払い分ま たは分割払い の初回分	責任共有制度対象外のもの 1. 1%以下の部分  責任共有制度対象のもの 0. 95%以下の部分	1/3	資金の使途が設備の場合 は30万円
	小規模企業育成資金・ 小規模企業特別資金				資金の使途が 設備の場合は1/3	設備及び運転の場合は30 万円
	経営改善サポート資金				設備及び運転の場合は1/3	運転の場合は10万円
	一般資金	運転の場合は1/6			借換の場合は10万円	
		設備資金 運転資金 借換資金			借換の場合は1/6	

商業関係補助金 [商工企画課 企画振興係/TEL 55-5208]

補助金名	対象事業	補助率等	助成対象者の範囲ほか
松江市チャレンジショップ事 業費補助金	3期松江市中心市街地活性化基本計画で設定された区域又は商工会管 内の一部地域の空店舗に出店する事業者に対し、家賃等の一部を助成 する事業	家賃:1/2 (1か月あたりの上限6万円、12ヶ月) 広告宣伝費:1/2 (上限20万円) 改修費:1/2(上限150万円) ただし、補助総額上限150万円	法人にあっては市内に本店の登記をしていること、個人にあ っては市内に主たる事業所を有する者。
松江市地域商業機能維持・ 向上支援事業補助金	〔買い物不便対策事業〕 買物困難地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又 は有する予定の中小企業者等が実施する集落地店舗を整備し生活物資 を販売する事業  〔移動販売支援事業〕 買物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企 業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販 売又は宅配を実施する事業	対象経費の1/2 (上限100万円) ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の 2/3以内とする	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲 町商工会

※事業を計画しておられる方は、商工会議所、各商工会へご相談ください。  
お問い合わせ先 松江商工会議所 まちづくり推進部 0852-32-0504  
まつえ北商工会 0852-82-2266  
まつえ南商工会 0852-66-0861  
東出雲町商工会 0852-52-2344

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係/TEL 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助 対象経費等	補助対象者の範囲ほか
松江市企業立地奨励 条例に基づく助成(奨 励金)	企業が事業所を新設、増設、移設するにあたり、 市長が認定した企業に対し助成する。  【認定要件】 ①対象地域 松江市全域 ②対象業種 製造業(加工、又は修理を行う事業 を含む)・ソフト産業等(ソフトウェア業、情報処理 サービス業、デザイン業、情報提供サービス業、 広告代理業、機械設計業、経営コンサルタント業、 ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング 業、自然科学研究所)・その他市長が適当と認め る業種 ③産業の振興及び雇用の促進に資するもの ④常時使用する従業員が増加すると見込まれる もの ⑤業績の安定性、成長性、信用度等において優 良な企業体質を備えたもの	用地取得助成金	・用地取得費の30%以内 (ソフトビジネスパーク島 根は15%以内) ・限度額3億円	【用地取得助成金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.工業団地等(朝日ヒルズ工業団地、揖屋干拓工業団地、ソフトビジネスパーク島根、その 他市長が特に認める土地(松江市又は松江市土地開発公社が取得し、又は造成したものに 限る))に立地 3.①製造業 投下固定資産総額が1億円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員とし て、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えに より配置された者で、松江市に住所を有する者)が10人以上増加 ②ソフト産業等 投下固定資産総額が5,000万円以上で新規雇用従業員(同上)が5人以上 増加 4.用地取得後3年以内に操業開始すること
		立地奨励金	・操業開始後、立地に係る 投下固定資産に対して、 最初に賦課された年度か ら3年間の固定資産税相 当額	【立地奨励金交付要件】 立地計画の認定を受けた企業であること
		雇用促進奨励金	・新規雇用従業員数×30 万円	【雇用促進奨励金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.操業日後4年を経過した日における新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日 前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置 された者で、松江市に住所を有する者)の数が5人以上であること

<p>松江市情報サービス産業等立地促進補助金</p>	<p>市外から新規に松江市に立地された企業(情報サービス産業等)に対し、賃貸オフィスの賃料の一部を補助する。</p> <p>【情報サービス産業等】 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、シェアードサービス業、情報サービス産業に携わる人材を育成する機関</p>	<p>企業(情報サービス産業等)のオフィス賃料</p>	<p>月額賃料(共益費、敷金・礼金などこれらに類する経費は除く)の1/2の額(限度額20万円/月)を最大8年間分</p>	<p>① 市外から新規に立地した企業 ② 市内在住による常時従業者を3人以上、継続して雇用する企業(人材育成機関は人数要件なし) ③ 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること ④ 操業を開始しているとともに賃貸契約日から1年以内であること</p>
----------------------------	--	-----------------------------	--	---

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係/TEL 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
<p>松江市企業立地支援補助金</p>	<p>市内に事業所を新設又は増設する企業の電気料金の一部を補助する。</p>	<p>市内に新設又は増設し、3人以上の雇用(雇用保険加入者)を創出した事業所に係る支払電気料金</p>	<p>補助対象事業費の4/10の額(千円未満切捨)から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(電力給付金)を控除した額</p>	<p>市内(鹿島町及び東出雲町を除く。)に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を令和7年3月31日までに受けた企業</p>
<p>松江市ものづくり産業投資促進助成金</p>	<p>東出雲町が、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)の対象区域外であることに鑑み、東出雲町内において事業所の新增設や設備投資を行う企業に対して、その経費の一部を助成する。</p>	<p>投下固定資産総額に対する助成</p>	<p>投下固定資産総額の10%に相当する額(上限1千万円)</p> <p>※投下固定資産 ア 操業日前3年以内に取得した土地 イ 操業日前1年以内に取得した減価償却資産(通常1単位として取引されるその単位ごとに100万円以上のものに限る。)</p>	<p>企業(中小企業)が次に掲げる要件を全て満たす場合、投下固定資産総額を助成対象とする。</p> <p>1 投下固定資産が、東出雲町内に所在するものであること。 2 投下固定資産が、製造業に属する事業の用に供されるものであること。 3 常用従業員数が、投下固定資産の操業日から起算して1年以内に、当該操業日の前日から起算して2月前の日(以下「基準日」という。)と比較して3人以上増加するものであること。ただし、市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち基準日において当該他の事業所に在籍していた者は増加する人数に含まない。</p> <p>※常用従業員 投下固定資産の所在する事業所において雇用される従業員で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。 ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当すること イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の労働契約を締結していること</p>